



必ずご確認ください!!!

① 「保険期間の営農計画」に変更がある場合

変更に係る農作物等の作付け後 **1カ月以内** にご連絡ください。

- ＜例＞ ・ 作付する対象農産物等の種類の追加や削減
・ 栽培面積の変更 など

② 事故（被害）の発生通知

事故（被害）が発生した場合には、別途お渡ししております **「農業経営収入保険 事故（被害）の報告について」** をご確認ください、
保険期間終了日まで※ に共済組合までご報告をお願いいたします。

※保険期間終了日：個人は12月31日まで 法人は事業年度終了日

③ その他契約内容の変更が必要となる事項

- ・ 個人の法人化
- ・ 営農の承継（例：親から子への承継など）
- ・ 農業経営の廃業
- ・ 過去の青色申告決算書等の内容に変更が生じた場合
- ・ 法人の決算日の変更 など

上記の内容や、その他保険契約に関わる事項が発生することが判明した時点で、速やかに共済組合までご連絡をお願いいたします。

上記①・②・③について、保険期間中にご連絡をいただけなかった場合は、**【保険金等の支払いが免責】** となります。また、**【保険契約の解除】** となる場合もありますので、**速やかにお近くの共済組合へご連絡** いただきますようお願いいたします。